

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	鳥取市国民健康保険料滞納管理業務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は国民健康保険料滞納管理業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和1年11月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険料滞納管理業務
②事務の概要	【滞納管理】 ①納期限までに納付されない場合、20日以内に督促状を発行する。 ②滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談、納付の履行管理、徴収猶予を行う。 ③徴収計画に基づき、滞納者に関する所得、資産調査を行う。 ④上記③を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押え・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑤滞納処分に基づき、取立・換価猶予・配当等を行う。 ⑥納付困難、徴収困難と判断される滞納に対して執行停止、不納欠損処理を行う。
③システムの名称	国民健康保険料収納支援システム、収納システム、宛名システム、国民健康保険料システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル、(2)滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務局徴収課
②所属長の役職名	徴収課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳥取市 総務部税務局徴収課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel0857-22-8111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 5. ①部署	総務調整監徴収課	総務調整局徴収課	事後	
平成28年12月5日	I 8. 連絡先	鳥取市役所総務調整監徴収課	鳥取市役所総務調整局徴収課	事後	
平成28年12月5日	II 1. 対象人数/いつ時点の 計数か	平成27年5月31日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成28年12月5日	II 2. 取扱者数/いつ時点の 計数か	平成27年5月31日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成29年12月22日	I 5. ②所属長	永井 利幸	岡本 浩明	事後	
平成29年12月22日	I 7. 請求先	TEL0857-20-2104	TEL0857-20-3104	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署 /②所属長の役職名	①総務部総務調整局徴収課 ②岡本 浩明	①総務部税務局徴収課 ②徴収課長	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	鳥取市 総務部総務課情報公関係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3104	〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市 総務部総務課公文書管理室 電話 0857-20-3121	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番 地4 鳥取市役所総務調整局徴収課 電話: 0857-20-3431	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番 地4 鳥取市役所総務部税務局徴収課 電話: 0857-20-3431	事後	
令和1年5月24日	II 1. 対象人数/いつ時点の 計数か	平成28年8月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II 2. 取扱者数/いつ時点の 計数か	平成28年8月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	-	(新規追加項目)	事後	
令和1年11月5日	I 関連情報/7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求/請求先	〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市 総務部総務課公文書管理室 電話 0857-20-3121	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、 鳥取市役所の位置を定める条 例(平成26年鳥取市条例第4 5号)が令和元年10月1日に 施行され、同年11月5日に全 面開庁されたことに伴う変更
令和1年11月5日	I 関連情報/8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関する 問合せ/連絡先	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番 地4 鳥取市役所総務部税務局徴収課 電話: 0857-20-3431	鳥取市 総務部税務局徴収課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、 鳥取市役所の位置を定める条 例(平成26年鳥取市条例第4 5号)が令和元年10月1日に 施行され、同年11月5日に全 面開庁されたことに伴う変更